

平成 27 年度当初予算編成に向けた報告案（要旨）

1 はじめに

- ・ 会議の紹介
- ・ 平成 27 年度当初予算編成に向けた報告の趣旨
- ・ 報告概要

2 保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限の設定について

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度では、保育の必要性の認定にあたっての就労時間の下限について、1 ヶ月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることを基本としている。

現行の葉山町の保育所入所における就労時間の下限は、月 80 時間以上となっている。

(2) 対応案

平成 25 年度に実施したニーズ調査の結果では、母親の就労実態、希望ともに 1 ヶ月約 70 時間程度となっている。

こうした状況をふまえ、1 ヶ月あたりの就労時間の下限は 64 時間と設定することが妥当と思われる。

(3) 留意点

1 ヶ月 48 時間働くか 64 時間働くかは、母親にとって大きな選択となる。計画の見直し時期にあわせて、就労時間の下限について検討する必要がある。

3 新制度施行に伴う利用者負担（保育料）の設定について

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担額は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされている。

市町村が新たに設定する利用者負担（保育料）は、教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料、保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料、保育認定（保育所）の保育短時間の保育料、の大きく 3 つである。

(2) 対応案

現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の利用者負担額をもとに設定することが妥当と思われる。

具体的には、

教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費の町独自助成分を差し引いた額に設定する

保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する

保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3%（国の定めた割合）をかけた額に設定することとする。

(3) 留意点

今回の設定では、幼稚園と保育所の負担割合、保育短時間の保育料については、利用時間数等でみた場合の不公平感が残っている。

そのため、次年度以降、利用者負担の設定について早急な見直しが必要である。見直しの際は、利用している保護者に対して、十分な説明の機会が必要と思われる。

4 当面の学童クラブのあり方について

(1) 概要

現在、小学校区ごとに児童館等で町直営の学童クラブを実施しているが、預かり保育が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい（指導員・スペース）などの課題がある。

また、児童館から離れた場所に住んでいる人は、安全面や子どもの負担の観点から利用することができない。

そのほか、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う児童福祉法の改正により、対象児童が小学校6年生までに拡大される、市町村で条例制定が必要などの制度改正が予定されている。

(2) 対応案

現行の町直営の学童クラブのみでは、新制度の施行準備や現行の課題の解決が困難であり、新しい対応策が必要である。

まず、受入れ人数を増やし、保護者の多様なニーズに応えるため、学童クラブの設置・運営について、積極的に民間団体の力を活用する必要がある。この際、計画的に供給量を増やすためには、委託・補助などの財政的な支援が不可欠となる。

また、子どもの安全の観点から、新しく学童クラブを設置する場合は、小学校の敷地内または小学校の近隣で実施することが望ましい。

(3) 留意点

当面は町直営の学童クラブも継続することとなるが、引続き現行の課題の解決をはかる必要がある。

小学校の敷地内で実施する場合は、管理責任を明確するため、教育委員会や小学校と十分な調整をすることが望ましい。

5 おわりに

- ・ 平成 27 年度当初予算編成にあたっての配慮の依頼
- ・ 平成 26 年度末に行う全体報告の予告

6 少数意見

7 資料編

- ・ ニーズ調査結果（保護者の就労状況）
- ・ 国の示す利用者負担
- ・ 利用者負担の試算
- ・ 学童クラブの論点整理
- ・ 放課後児童クラブの主な改正事項
- ・ 葉山町における放課後児童クラブのイメージ
- ・ 放課後事業の種類の整理
- ・ 会議の検討経過
- ・ 会議の根拠（条例）
- ・ 委員名簿